

山形県の最低賃金

【発効日：令和6年10月19日】

55円
UP

時間額

955円

川西ダリヤ園

特定(産業別)最低賃金【発効日：令和6年12月25日】

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業

時間額 1012円 51円UP

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 996円 51円UP

自動車・同附属品製造業

時間額 1012円 51円UP

自動車整備業
(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)

時間額 1017円 52円UP

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

業務改善助成金 《問合せ先》業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 (受付時間:8:30~17:15)
キャリアアップ助成金 《問合せ先》山形労働局 助成金センター ☎(023) 666-3614・最寄りのハローワークへ!



【山形働き方改革推進支援センター】《問合せ先》☎0800-800-3552

社会保険労務士などの専門家が、事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、アドバイスを行います。

【最低賃金・最低工賃に関する問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室 ☎(023) 624-8224・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 ☎(023) 624-6211
■米沢労働基準監督署 ☎(0238) 23-7120
■村山労働基準監督署 ☎(0237) 55-2815

■庄内労働基準監督署 ☎(0235) 22-0714
■新庄労働基準監督署 ☎(0233) 22-0227

厚生労働省

山形労働局・労働基準監督署・ハローワーク

☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業 時間額：1, 012円	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額：996円	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
自動車・同附属品製造業 時間額：1, 012円	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る。) 時間額：1, 017円	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金
(4) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当 ※ 日給（月給）の場合 → 日給（月給）÷1日（1か月）の平均所定労働時間＝時間換算額≧最低賃金額（時間額）

☆最低賃金引上げの環境整備のための支援策

◎業務改善助成金のご案内！

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。中小企業・小規模事業者かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場において、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSレジシステム等の導入）等を行う場合に対象となります。

支給の要件は、以下（1）及び（2）をいずれも満たすものとなります。

（1）事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後3月を経過していること）の賃金を30円以上引上げる計画と設備投資等による業務改善計画を策定し、計画に沿って賃金引上げを行うこと。※ 引上げ後の賃金額を、事業場内の最低賃金とすることが必要です。

（2）計画に沿って生産性向上のための機械・設備等を導入し、その費用を支払うこと。※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、通常の事業活動に伴う経費等は対象外となります。なお、特例事業者として一定の要件に該当する場合は、PC、スマートフォン、タブレットの他、一部の自動車等も助成対象となります。

賃金引上げ及び設備投資等の導入とともに労働局による交付決定後に行う必要があります。

詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440 又は 山形労働局 雇用環境・均等室 ☎(023) 624-8228

◎キャリアアップ助成金のご案内！

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

非正規労働者の賃金引上げを行う際、「賃金規定改定コース」や「社会保険適用時処遇改善コース」を活用できる場合があります。

支給要件等の詳しい内容については、担当窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】山形労働局 助成金センター ☎(023) 666-3614 又は 最寄りのハローワーク

◎働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間等の労務管理や賃金制度等の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士などの専門家が相談に応じます。

【山形働き方改革推進支援センター】☎0800-800-3552（山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階）